

入浴施設の構造設備と衛生措置基準について

構造設備の基準

【根拠法令：公衆浴場法施行条例第4条 旅館業法施行条例第3条】

浴室及び脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互にかつ屋外から見通しのできない構造であること。 																					
浴室の天井	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な勾配を設ける等して、水滴が落下しないようにすること。また、浴室には、湯気抜き、換気扇等を設けること。 																					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質は規則で定める基準に適合していることを確認したものであること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>色度</td> <td>5度以下であること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>濁度</td> <td>2度以下であること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>pH値</td> <td>5.8以上8.6以下であること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量</td> <td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）が3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が10mg/L以下であること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>レジオネラ属菌</td> <td>検出されないこと。 (10cfu/100mL未満)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・貯湯槽は、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60以上に保ち、かつ、最大使用時においても55以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。 ・浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。 ・ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、そのろ過器のろ材は十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設置すること。 ・ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分で循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。 		区 分	基 準	1	色度	5度以下であること	2	濁度	2度以下であること	3	pH値	5.8以上8.6以下であること	4	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）が3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が10mg/L以下であること	5	大腸菌	検出されないこと	6	レジオネラ属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL未満)
	区 分	基 準																				
1	色度	5度以下であること																				
2	濁度	2度以下であること																				
3	pH値	5.8以上8.6以下であること																				
4	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）が3mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が10mg/L以下であること																				
5	大腸菌	検出されないこと																				
6	レジオネラ属菌	検出されないこと。 (10cfu/100mL未満)																				

	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器を設置する場合、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。 ・オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。 ・気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を使用する構造でないこと。 ・打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。 ・気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。 ・内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
--	--

営業者の講ずべき衛生措置

【根拠法令：公衆浴場法施行条例第5条 旅館業法施行条例第4条】

<p>風紀に必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、男女別に区画し、これを表示すること。 ・出入口の扉は、外部から見通すことのできない構造とすること。 ・出入口の扉を開いた正面には、目隠し又は二重扉を設け、外部から浴室又は脱衣室を見通すことのできない構造とすること。 ・浴室及び脱衣室は、男女別に壁で区画し、相互に見通されないようにすること。 ・おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。
<p>脱衣室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者数に応じた適当な広さを有し、かつ、衣類を衛生的に保管できる戸棚又はかごを設けること。 ・照度は、150ルクス以上とすること。 ・常に清潔を保ち、毎月1回以上、ねずみ族、昆虫等の駆除を行なうこと。

浴室・浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の床面の照度は、150ルクス以上とすること。 ・小桶及び腰掛けは、清潔なものを使用し、随時消毒をすること。 ・上がり用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。 ・入浴者数に応じた適当な広さを有し、常に清潔を保つこと。 															
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者用の便所を設け、防臭及びねずみ族、昆虫等の防除の設備を設けること。 															
くし・タオル等	<ul style="list-style-type: none"> ・くし、タオル等は、消毒したものでなければ貸与しないこと。ただし、カミソリについては、新しいもののみとすること。 															
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。 <table border="1" data-bbox="472 813 1423 1279"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>濁度</td> <td>5度以下であること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量</td> <td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）が8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大腸菌群</td> <td>1個/mL以下であること</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>レジオネラ属菌</td> <td>検出されないこと (10cfu/100mL未満)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、上部から底部に至るまで60以上に保ち、かつ、最大使用時においても55以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽水の湯水の消毒を行うこと。 ・定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、必要に応じ完全に排水し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。 ・浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。 ・浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。 ・ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。また、配管内の浴槽水は完全に排水できるよう図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。 		区 分	基 準	1	濁度	5度以下であること	2	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）が8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること	3	大腸菌群	1個/mL以下であること	4	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL未満)
	区 分	基 準														
1	濁度	5度以下であること														
2	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）が8mg/L以下又は過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること														
3	大腸菌群	1個/mL以下であること														
4	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL未満)														

- ・浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、1 L中0.4 mg以上を保ち、かつ、1.0 mgを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、1 L中3 mg程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。
- ・循環配管を設置している場合にあっては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。
- ・消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- ・集毛器は、毎日清掃及び消毒をすること。
- ・シャワー、調節箱及びその他の給水、給湯設備は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- ・水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあっては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあっては2回（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回）以上行うとともに、その検査結果は検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果が基準を超えていた場合には、その旨知事に届け出ること。
- ・オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。
ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。
- ・浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。また、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
- ・打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- ・水位計配管は、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- ・脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。
- ・営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のなかから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。